

標準処理期間の未設定理由

番号 3

処 分 名	駐車場使用料の還付
根 拠 法 令 名	松山市駐車場条例(平成10年条例第34号)
条 項	第8条
所 管 課	都市生活サービス課
【標準処理期間を未設定とした理由】 指定管理者に駐車場の管理を行わせているため。	